

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紀北町長 尾上 壽一

市町村名 (市町村コード)	紀北町 (24543)
地域名 (地域内農業集落名)	島原地区 (三戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 3月 5日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三戸川沿いに位置しており水稻を中心に耕作がなされている。養鶏の飼育が行われている。飼育農業資材や農業機材の高騰やシカ・イノシシを中心とした獣害被害が発生している。農業を取り巻く状況が厳しくなっている。今後区内において耕作放棄地の増加や維持管理が課題となる。新たな担い手の確保が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした農業を維持継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.74 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既に作成している人・農地プランの区域を原則とし、周辺農地をの状況を考慮し区域を設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作者が何らかの事業で営農継続が難しくなった場合、隣接する耕作者や地区内の担い手への検討し可能な限り農地の集積を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃借は必要に応じて農地中間管理機構を通じて行っていく。

(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政の支援なども活用し、新規就農者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用見込みなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害防護柵の設置補助金の活用や猟友会員との連携により、対策を継続していく。